

標 題 : 2023年春季要求事項で公務労協地公部会幹事が総務省と交渉-3/9
発信番号 : 自治労発2023第0309号
発信日付 : 2023年3月9日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

※この交渉情報は、ホームページ、機関紙、チラシ等には活用せず、内部意思統一用に止めてください。

公務労協地方公務員部会幹事は、3月9日、野村公務員課長との交渉を実施し、2月24日に提出した2023年春季要求に対する中間的な回答を引き出した。

冒頭、加藤事務局長が、現時点における回答および検討状況を求めたのに対し、総務省側は「2月24日に提出された要求書について、3月下旬の回答にむけ検討中である。本日は現段階における検討状況について申し上げる」と述べ、次の通り答えた。

1. 2023年度の賃金改善について

地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨に沿って、国や他の地方公共団体の職員や民間事業の従事者の給与等を踏まえ、条例で定められるものである。各地方公共団体においては、情報公開を徹底することなど、自主的な取り組みを進めながら、適切に給与を決定することが肝要である。このため、総務省としても引き続き、必要な助言等を行っていく。また、2023年度の地方財政計画における給与関係経費については、保健師や児童福祉司の増を見込むことなどにより、その所要額を適切に計上したところである。

さらに、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」をはじめとした賃金制度のあり方については、現在、人事院において検討が行われていると承知しているが、総務省としても、人事院における検討の状況を注視しつつ、必要に応じて情報提供を行うなど、適切に対応して参りたい。

2. 会計年度任用職員をはじめとする臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定について

(1) 勤勉手当の支給および必要な財政措置について

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする法案については、3月3日に閣議決定され、今国会に提出されたところである。今回の法案が成立した場合には、勤勉手当の支給に関して、地方公共団体に対し調査を行うことを考えており、その結果も踏まえ、地方財政措置について、しっかりと検討して参りたい。

3. 雇用と年金の確実な接続について

(1) 段階的な定年引き上げにかかる円滑な制度の実施および運用について

総務省では、これまで、各地方公共団体において、2023年年4月1日の施行にむけて必要な準備行為が計画的に実施されるよう、運用通知等の発出、質疑応答集の拡充、条例例の提供等を行ってきたが、引き続き、必要に応じて助言等を行って参りたい。

定年引き上げにかかる地方公務員の給与・勤務条件については、地方公務員法の趣旨に沿って、各地方公共団体の議会において条例で定められるものであるが、その内容に関し、地方公共団体の当局と職員団体が協議を行う場合にあっては、地域の実情を踏まえ、真摯な協議が行われるものと考えている。総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行って参りたい。

(2) 再任用職員の給与等について

定年の引き上げにより、現行の再任用制度が廃止されるが、定年の段階的な引き上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の暫定的な再任用制度を設けることとしている。

暫定再任用制度では、2013年3月に発出した総務副大臣通知において示している現行の再任用制度と同様、定年退職する職員が暫定再任用を希望する場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、原則として常時勤務を要する職に再任用する旨、2022年3月に通知している。

暫定再任用職員の給与については、地方公務員法の均衡の原則等に基づき、現行の再任用職員の給与制度を基本として設計されている国家公務員の取扱いを踏まえ、各団体の条例において適切に定められるべ

きものと考えている。

総務省の回答に対し、地方公務員部会は次の通り、見解を質した。

1. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について

人事院は有識者の意見交換を実施するとしているが、総務省として何か対応を考えているか。

2. 会計年度任用職員の待遇改善について

(1) 会計年度任用職員制度がスタートして3年が経過し、ここに来て、ようやく勤勉手当の支給にかかる地方自治法改正法案が先日閣議決定され、国会に提出された。2024年4月施行ということであるが、法案成立後の総務省の各地方自治体への対応如何。

(2) 内閣人事局は、国家公務員非常勤職員の給与改定にかかる実態把握を行い、給与改定期間について、いわゆる「申合せ」の改定を検討するとしているが、会計年度任用職員をはじめとする臨時・非常勤職員の給与改定期間について、総務省の対応如何。

3. 地方公務員の定年引き上げについて

定年引き上げにかかる改正地方公務員法等が、いよいよこの4月から施行されることについて、各地方自治体、とくに市区町村の条例整備状況と、総務省として調査や通知等今後支援内容等があればご教示いただきたい。また、各地方自治体から総務省に対し、現時点で課題等が寄せられているか。

これに対して、総務省は次の通り答えた。

1. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について

「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」をはじめとした賃金制度のあり方については、現在、人事院において検討が行われていると承知しているが、総務省としても、必要に応じて、地方公共団体の意見を人事院と共有して参りたい。

2. 会計年度任用職員の待遇改善について

(1) 総務省としては、2024年度の施行にむけて、各地方公共団体がしっかりと対応できるように、人事評価をはじめ、各地方公共団体において検討すべき事項について、必要な助言や情報提供を行って参る。

(2) 常勤職員の給料表が改定された場合には、会計年度任用職員についても、その取り扱いに準じて改定することが基本であると考えている。

3. 地方公務員の定年引き上げについて

本年1月時点で各市区町村における条例整備の状況を確認しており、すべての団体で、今年度内に整備が行われる予定であると承知している。都道府県と政令指定都市においては12月までにすべての団体で整備が完了している。

総務省では、これまで各地方公共団体に対し、定年引き上げの施行にむけて必要な情報提供等を行っており、質疑応答については昨年12月までに第8版を発売し、運用について詳細な内容をお示してきた。各地方公共団体においては、基本的にはこうした情報等を踏まえてご対応いただきたいと考えているが、定年引き上げに伴う定員管理について、昨年発出した通知に基づき、各地方公共団体において、現在、中長期的な観点から検討が行われているものと承知しており、引き続き必要な支援を行って参りたい。

現時点において、各団体から特定の課題等について問い合わせが多く寄せられているといったことはないが、基本的には、総務省からこれまで提供した情報等を踏まえてご対応をいただきたいと考えている。

さらに、地方公務員部会は次の通り意見・要望を述べた。

(1) 地方公務員の給与については、労使交渉・協議とそれに基づく労使合意を前提に、地方議会の条例で定めることが原則であり、地方自治体において自主的、主体的に決定すべきものであること、それらを損なうような指導・助言は控えることを、この場でも強調しておく。また、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、人事院の検討状況をうかがいながらということになると考えるが、地方公務員にも大きく影響することから、適宜情報提供をお願いしたい。

(2) 会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、制度導入以降、地方公務員部会として継続して求めてきたことである。そうした中、今回、地方自治法改正法案が国会に提出されたことは、これまでの総務省の

ご尽力に感謝する。今国会での円滑な審議となるよう、総務省としての対応をお願いしたい。また、勤勉手当の支給を始めとする必要な財政措置もあわせてお願いしたい。

(3) 地方公務員の定年引き上げについて、2023年4月には施行されることから、各自治体が円滑なスタートを切ることができるよう、総務省として地方自治体への支援を求めておく。

最後に、加藤事務局長は「いくつか申し上げたが、3月下旬に予定している公務員部長からの最終回答にむけ、すべての項目について前むきな検討をお願いしたい」と強く要請し、本日の交渉を終えた。